

各国立大学法人の対応例

○新入学生の入学手続前に授業料改定がなされていない場合の対応例

①入学手続の際には、授業料を徴収せず、授業料改定後、4月以降徴収する

②入学手続の際には、旧授業料を徴収し、後日差額を追加徴収する

1) 授業料を旧料金で徴収し、4月に差額を徴収する。

2) 授業料を旧料金で徴収し、10月の後期分授業料納付の際に、差額を徴収する。